

令和 7 年度
末広児童館運営協力委員会

日時：令和 7 年 5 月 2 9 日（木）午後 7 時 3 0 分
場所：南部センター 1 階 集会室

〈田辺市立末広児童館〉
田辺市末広町 1 5 番 3 3 号
TEL：2 3－1 8 9 2
FAX：2 3－1 8 9 3

目 次

1、運営協力委員及び職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2、田辺市児童館及び田辺市南松原教育集会所運営協力委員会設置要綱（内規）・	3
3、令和6年度 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4、各種教室・会議等実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5、活動の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6、令和7年度 末広児童館活動方針（案）・・・・・・・・	9
7、田辺市児童館条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・	12

末広児童館運営協力委員名簿

(任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日)

氏 名	関係団体 ・ 機関
渡 邊 匡 通	末広町内会三区区長
出 羽 俊 秀	末広町内会会長
森 下 裕 一 郎	田辺第二小学校校長
坂 本 和 也	東陽中学校校長
田 上 久 仁 子	南部地区民生児童委員協議会会長
出 羽 礼 子	南部地区民生児童委員協議会副会長
名 古 谷 佳 代 子	南部地区民生児童委員協議会研修部長
山 本 勝 俊	民生委員・児童委員
北 山 裕 規	子どもサポートネットみらい会長
西 川 禮 子	末広楽友会会長
久 保 佳 奈 美	東陽中学校育友会末広・磯間・扇ヶ浜地区長
押 川 仁	南部公民館館長
堀 正 道	田辺市自治会連合会南部ブロック長
宮 崎 義 久	みどり保育所所長
城 戸 朋 子	田辺第二小学校学習支援推進教員
澤 田 雄 子	東陽中学校学習支援推進教員
五 味 陽 子	みどり保育所家庭支援推進保育士
垣 坂 康 代	南部地区主任児童委員
吉 田 周 平	田辺第二小学校育友会会長
神 谷 明 美	東陽中学校育友会会長
和 深 皐 月	みどり保育所保護者会役員
亀 田 千 里	南部学童保育所主任

末広児童館職員名簿

役 職	氏 名
館 長	太 田 洋
主 任	田 村 哲 也
児童厚生員	濱 本 将 光
児童厚生員	岡 本 智 子

田辺市児童館及び田辺市南松原教育集会所運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市児童館条例施行規則（平成17年田辺市教育委員会規則第28号）第7条第3項及び田辺市南松原教育集会所管理運営規則（平成17年田辺市教育委員会規則第20号）第7条第2項の規定に基づき、田辺市児童館及び田辺市南松原教育集会所運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各児童館ごとに教育委員会が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各児童館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月16日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、新たに委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

令和6年度 事業報告

月	行 事 内 容	そ の 他 事 業
4	各教室手続日 (20 日) E S スポーツ (13 日・20 日・27 日)	相談事業 (4 日・18 日・24 日) 館内会議 (25 日) 六者会議 (25 日) 三館会議 (25 日)
5	E S スポーツ (4 日・11 日・18 日・25 日) 計算教室 (14 日・21 日・28 日) 国語教室 (15 日・22 日・29 日) 英語で遊ぼう (18 日)	相談事業 (2 日・16 日) フェスティバル打合せ (14 日・23 日) 運営協力委員会 (21 日) 館内会議 (23 日) 六者会議 (23 日) サポートネット企画委員会 (14 日)
6	E S スポーツ (1 日・8 日・15 日・22 日・29 日) 計算教室 (4 日・11 日・18 日・25 日) 国語教室 (5 日・12 日・19 日・26 日) 英語で遊ぼう (15 日) 中学生クラブ (13 日) おやつ作り (22 日)	相談事業 (6 日・20 日) 東陽中学校訪問 (26 日) 田二小学校訪問 (21 日) 館内会議 (13 日・27 日) 六者会議 (27 日) サポートネット総会 (11 日)
7	E S スポーツ (6 日・13 日・27 日) 計算教室 (2 日・9 日) 国語教室 (3 日・10 日・17 日) 英語で遊ぼう (20 日) 体験学習会 (23 日・30 日) わくわくお泊り体験会 (26 日・27 日)	夏の子どもを守る懇話会 (1 日) 相談事業 (4 日・18 日・30 日・31 日) 館内会議 (11 日) 六者会議 (11 日)
8	E S スポーツ (3 日・10 日・17 日・24 日・31 日) 体験学習会 (7 日・29 日) 工作教室 (10 日) 中学生クラブ (23 日・24 日)	相談事業 (1 日・15 日) 新赴任者研修会 (6 日)
9	E S スポーツ (7 日・14 日・21 日) おやつ作り (14 日) 計算教室 (3 日・10 日) 国語教室 (4 日・11 日・18 日・25 日) 英語で遊ぼう (21 日)	相談事業 (5 日・11 日・19 日) サポートネット事務局会 (12 日) フェスティバル事務局会 (12 日) 館内会議 (12 日・26 日) 六者会議 (26 日)
10	中学生クラブ (2 日) E S スポーツ (5 日・19 日) 計算教室 (1 日・8 日・22 日・29 日) 国語教室 (2 日・9 日・16 日・23 日・30 日) 英語で遊ぼう (19 日) 工作教室 (26 日)	相談事業 (1 日・3 日・17 日) 親子遠足 (27 日) 館内会議 (10 日・24 日) 六者会議 (24 日) フェスティバル事務局会 (24 日)
11	E S スポーツ (2 日・23 日) 中学生クラブ (15 日・16 日) 計算教室 (5 日・12 日・19 日・26 日) 国語教室 (6 日・13 日・20 日・27 日) 英語で遊ぼう (9 日)	相談事業 (7 日・21 日) なんぶフェスティバル (16 日・17 日) 館内会議 (14 日・28 日) 六者会議 (28 日)
12	E S スポーツ (7 日・14 日・21 日) 計算教室 (3 日・10 日・17 日)	相談事業 (5 日・19 日) 館内会議 (12 日)

12	国語教室(4日・11日・18日) 英語で遊ぼう(21日) クリスマス会(24日) 体験学習会(26日)	六者会議(12日)
1	E S スポーツ(18日・25日) 計算教室(14日・21日・28日) 国語教室(15日・22日・29日) 英語で遊ぼう(18日) おやつ作り(25日)	相談事業(16日・18日・30日) 館内会議(25日) 六者会議(25日)
2	E S スポーツ(1日・8日・15日・22日) 計算教室(4日・18日・25日) 国語教室(5日・12日・19日・26日) 英語で遊ぼう(15日) おやつ作り(8日) 中学生クラブ(12日)	相談事業(6日・20日) 生活と学力を考える会(13日) なんぶフェスティバル会議(13日) 館内会議(13日・27日) 六者会議(27日)
3	E S スポーツ(1日・29日) 計算教室(4日・11日・18日) 国語教室(5日・12日・19日) 英語で遊ぼう(15日) 中学生クラブ(15日) 工作教室(22日) 体験学習会(27日)	相談事業(6日・20日) 館内会議(13日) 六者会議(13日)

定 例 教 室	計算教室(毎週火曜日)
	国語教室(毎週水曜日)
	英語で遊ぼう(毎月第3土曜日)
	E S スポーツ(毎週土曜日)

各種教室・会議等実施状況

令和6年度

各種教室・会議等	日 程	実施回数	参加人数
計算教室	毎週火曜日午後3時30分～5時	31	391
国語教室	毎週水曜日午後3時30分～5時	36	220
英語で遊ぼう	毎月第3土曜日午後2時～3時	10	78
E S スポーツバスケット	毎週土曜日午前9時～11時	38	805
館内会議	毎月第2・4木曜日午前10時～	16	57
六者会議	毎月第4木曜日午前10時～	11	64
相談事業	毎月第1・3木曜日午後3時30分～	29	8
体験学習会	随時	7	138
おやつ作り	随時	5	82
工作教室	随時	3	33
中学生クラブ	随時	8	97
夏の子どもを守る懇話会	7月	1	29
わくわくお泊り体験会	7月	2	28
新赴任者研修会	8月	1	21
親子遠足	10月第4日曜日	1	30
なんぶフェスティバル	11月	2	735
クリスマス会	12月	1	18
生活と学力を考える会	2月	1	10
三館会議	随時	1	2
サポートネットみらい	随時	5	114
運営協力委員会	5月	1	21
		210	2,981

末広児童館自由来館・貸館利用状況

令和6年度

月	児童館利用人数	貸館利用人数	合 計	開館日数
4	410	0	410	20
5	459	19	478	20
6	522	0	522	21
7	460	12	472	21
8	390	0	390	22
9	368	0	368	18
10	569	0	569	22
11	1,066	0	1,066	21
12	404	19	423	20
1	321	0	321	19
2	482	10	492	19
3	437	10	447	20
計	5,888	70	5,958	243

令和5年度利用人数	
計	7,026

親子の部屋利用状況

令和6年度

月	利用者数	開館日数
4	64	20
5	79	20
6	54	21
7	62	21
8	49	22
9	70	18
10	86	22
11	35	21
12	59	20
1	70	19
2	60	19
3	58	20
計	746	243

令和5年度計	604
--------	-----

活動の成果と課題

末広児童館では、学校・家庭・地域社会と連携を図り、地域における子どもの安全確保と健全育成の場として、子どもの居場所づくりに努めてまいりました。

各種活動や遊びを通して、健康増進と情操を豊かにすることを目的とし、「子どもを育成する活動」「子育て家庭を支援する活動」「地域活動を推進する活動」「人権教育を推進する活動」の4つを柱に、活動を展開してまいりました。

【子どもを育成する活動】

遊びを通して、子どもたちが興味・関心を抱くような内容の定例事業や行事を中心に、放課後や土曜日に行い、子どもたちの健全な育成を推進いたしました。内容は、「計算教室」「国語教室」「英語で遊ぼう」の通年の定例事業に加え、「野外体験学習」や「おやつ作り」などを実施いたしました。

【子育て家庭を支援する活動】

平成28年6月より、乳幼児と保護者の交流の場として「おやこのへや」を設置しており、児童館だよりやホームページ等により広報活動を行った結果、昨年より利用者が大幅に増加いたしました。また、月2回、教育相談の日を設け、各学校や関係機関との連携を密にし、相談事業の充実に努めてまいりました。

【地域活動を推進する活動】

小・中学校や保育所、地域の各種団体及び地域の行政機関と連携し、「なんぶフェスティバル」や「夏の子どもを守る運動懇話会」を実施することで、地域ぐるみで「子育て・子育て」に取り組んでまいりました。また、リーダー育成の取り組みとして、中学生クラブの活動などを推進しており、少しずつではありますが、自主的な学習や活動ができるようになってきています。

【人権教育を推進する活動】

県より「人権教育総合推進事業」の指定を受け、「子どもサポートネットみらい」として、小・中学校や保育所、地域の各種団体と連携し、田辺第二小学校区全体を視野に入れながら、子どもの学力向上、基本的生活習慣の確立、地域における子育てを支援する活動を進めてまいりました。また、10月に親子体験バスツアーを実施し、親子で楽しく1日を過ごすことができました。

【まとめとして】

児童館が持つ児童の健全育成という機能を最大限に活用した取り組みを進めることが重要であり、子どもたちへの支援はもちろんのこと、子育てに奮闘されている保護者の方々への支援も充実させていく必要があります。

加えて、少子化や子どもの余暇活動の多様化により、児童館事業への参加者が減少する傾向が見られますが、児童のニーズを的確に把握し、魅力的な事業の実施に尽力し、これまで積み重ねてきた活動の成果を土台とし、今後も児童館が地域の中心的な役割を果たしながら、地域の様々な団体や関係機関と連携を図り、地域課題の解決に取り組み、子どもたちの健全育成のための活動を推進していく必要があります。

令和7年度 末広児童館活動方針（案）

I. 活動方針

学校、家庭、地域社会との連携を図り、地域における子どもの安全確保と健全育成の場として、子どもの居場所づくりに努めてまいります。

各種活動や遊びを通して、子どもの心身の健康を増進し情操を豊かにすること及び子育て支援を目的に、下記の活動を推進してまいります。

【1】子どもを育成する活動

「遊び」を通して、子どもを健全に育成する活動を推進いたします。

そのため、自由に来館して過ごすことができる子どもの居場所を提供するとともに、放課後や休日に定例活動や行事(野外活動、スポーツ活動、文化活動、学習活動、奉仕活動、サークル活動等)を企画し、実施いたします。

【2】子育て家庭を支援する活動

子育て講座などを実施し、家庭教育の充実に向けて取り組んでまいります。

また、子育ての中で、悩みや孤立感を感じる保護者に対して教育相談を行い、児童相談所、教育研究所、家庭教育相談室などの専門機関と連携し、子育て家庭を支援する活動を行ってまいります。

【3】地域活動を推進する活動

学校、隣保館及び地域の各種団体と連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てる活動を推進するとともに、児童から高齢者まで地域住民が交流できる活動に取り組んでまいります。

さらに、子どもクラブなどの活動を支援し、リーダーの育成に取り組んでまいります。

【4】人権教育を推進する活動

人権問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めるための啓発事業を実施いたします。

また、小・中学校や幼稚園、保育所、地域の各種団体と連携し、子どもの進路の保障を支援するための取り組みをより一層推進してまいります。

II. 活動内容

【1】子どもを育成する活動

◎野外活動：キャンプ、体験学習会、わくわくお泊り体験会

◎スポーツ活動：スポーツ遊び、卓球、バスケットボール

◎文化活動：おやつ作り、工作教室、なんぶフェスティバル、英語で遊ぼう、七夕の飾り付け、クリスマス会、親子遠足

◎学習活動：計算教室、国語教室、自主学习

◎サークル活動：中学生クラブ

【2】子育て家庭を支援する活動

・教育相談

- ・おやこのへや
- ・家庭訪問
- ・保護者との話し合い

【３】地域活動を推進する活動

- ・子どもサポートネットみらいの活動の推進
- ・夏の子どもを守る運動の推進
- ・子どもクラブ等の支援
- ・リーダー育成
- ・生涯学習課等関係機関との連携・協力体制の構築

【４】人権教育を推進する活動

- ・新赴任者研修会
- ・人権意識の高揚（障害者・お年寄りとの交流等）
- ・基礎的生活習慣の確立（あいさつ励行、正しい言葉使いの指導等）
- ・進路指導

【５】指導体制の充実

- ・児童厚生指導員研修に参加する等、職員の資質の向上に努める。

【６】情報発信

- ・児童館だよりの発行
- ・田辺市ホームページ等への掲載
- ・各種案内の発行

Ⅲ．年間継続事業

行 事 内 容	実 施 要 領
計算教室	毎週火曜日 午後３時３０分～５時
国語教室	毎週水曜日 午後３時３０分～５時
英語で遊ぼう	毎月第３土曜日 午後２時～３時
ＥＳスポーツ（バスケ）	毎週土曜日 午前９時～１１時
館内会議	毎月第２・４木曜日 午前１０時～
六者会議	毎月第４木曜日 午前１０時～
教育相談（相談事業）	毎月第１・３木曜日 午後３時３０分～４時３０分
体験学習会	長期休み中（夏休み等）
おやつ作り	随時（土曜日 午後２時～）
工作教室	随時
中学生クラブ	随時
わくわくお泊り体験会	８月
親子遠足	６月
クリスマス会	１２月
おやこのへや	毎週火曜日～土曜日 午前８時３０分～午後５時

IV. 月別行事予定

月	行 事 内 容
4	各教室受付
5	各教室開始
6	親子遠足 おやつ作り
7	七夕の飾付け 体験学習会
8	わくわくお泊り体験会 新赴任者研修会 工作教室 体験学習会 中学生クラブキャンプ
9	おやつ作り
10	工作教室
11	なんぶフェスティバル
12	おやつ作り 講演学習会 クリスマス会
1	おやつ作り
2	おやつ作り
3	工作教室 体験学習会

田辺市児童館条例施行規則

平成 17 年 5 月 1 日教育委員会規則第 28 号

改正

平成 18 年 12 月 28 日教委規則第 9 号

平成 19 年 7 月 12 日教委規則第 11 号

平成 21 年 11 月 13 日教委規則第 9 号

令和 2 年 12 月 28 日教委規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田辺市児童館条例(平成 17 年田辺市条例第 193 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 児童館は、条例第 3 条第 5 号に規定する事業として、教育集会所に関する事業を行う。

(休館日)

第 3 条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会において必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項第 2 号に掲げる日が月曜日に当たるときは、その翌日も休館日とする。

(開館時間)

第 4 条 児童館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会において必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(行為の禁止等)

第 5 条 児童館及びその構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をすること。
- (2) 騒じょう又は示威にわたる行為をすること。
- (3) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類、爆発物その他の危険物又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑になる動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬を除く。)若しくは物品を携行すること。
- (4) 児童館の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損すること。
- (5) 許可なく所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。
- (6) 許可なく所定の場所以外へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (7) 許可なく物品等の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をし、又は寄附金品等の募集をすること。
- (8) 許可なく広告物を掲示し、又は配布すること。
- (9) 政治的又は宗教的活動に利用すること。
- (10) 児童館の用途を阻害し、又は業務の執行を妨げる行為をすること。

- 2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為をし、又はするおそれのある者に対しては、児童館又はその構内への立入りを拒み、又はこれらからの退去を命ずることができる。

(遵守事項)

第6条 条例第5条第1項の規定により児童館の利用の許可を受けた者は、前条第1項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく、利用する施設を模様替えし、又はこれに設備を付加しないこと。
- (2) 許可なく壁、柱等に張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 児童館の利用が終わったときは、速やかに、これを原状に回復した後、児童館の職員に届け出ること。
- (4) 児童館の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損したときは、直ちに児童館の職員に届け出て、その指示を受けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理及び運営上必要な指示に従うこと。

(運営協力委員会)

第7条 児童館の円滑な運営を図り、児童館の運営に関する必要な意見を述べるため、各児童館に児童館運営協力委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の庶務は、各児童館において処理する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(職員)

第8条 児童館に館長その他必要な職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 3 職員は、館長の命を受けて館務を処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田辺市児童館管理及び運営規則(昭和 52 年田辺市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 12 月 28 日教委規則第9号)

この規則は、平成 19 年1月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 12 日教委規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 13 日教委規則第9号)

この規則は、平成 22 年1月1日から施行する。

附 則(令和2年 12 月 28 日教委規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

[illegible]